

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

公益認定の取消

根拠条文	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項第 4 号</p> <p>第 29 条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。</p> <p>四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。</p>
------	---

審査基準	
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
	機 関 期 間	公益法人・団 体指導課	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課	
- 日		日		- 日	